

○大府市環境保全型資材等購入推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市近郊型農業を活かした環境と安全に配慮した農業を推進するため、農業者が行う環境保全型資材等の購入に係る経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市環境保全型資材等購入推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内で営農をする者とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、出荷・販売を目的として、市内の農地において農産物を生産するために行う次に掲げる事業で、その補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助要件は、別表のとおりとする。

(1) 緑肥利用事業

(2) 生分解性マルチフィルム利用事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

(1) 同一の事業において、本補助金の交付申請年度に国、県その他の補助金の交付を受けたもの

(2) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたもの

(交付の申請及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、大府市環境保全型資材等購入推進事業補助金交付申請書（第1号様式又は第2号様式）に、見積書等の補助対象経費を確認できる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請は、事業ごとに1世帯当たり（法人にあっては1法人当たり）年度1回の申請とする。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該申請をした者に通知する。

4 市長は、前項の規定による決定をする場合において、必要に応じ、当該決定に条件を付すことができる。

(実績報告)

第5条 前条3項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、大府市環境保全型資材等購入推進事

業補助金実績報告書（第3号様式又は第4号様式）に領収書等の補助対象経費の支払を証する資料及び事業の実施を証する写真等を添付し、市長に提出しなければならない。
(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者からの請求により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は交付を決定する場合に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助率	補助要件
緑肥利用事業	農地に緑肥作物を利用する事業	緑肥作物種子の購入費用	3分の1以内	(1) 他人に譲渡又は転売を行わないこと。 (2) 当該年度内に播種又は設置をすること。 (3) 緑肥作物は、適正な時期に農地に還元（すきこみ）を行うこと。
生分解性マルチフィルム利用事業	農地に生分解性マルチフィルムを設置する事業	生分解性マルチフィルムの購入費用		